

令和8年度韓国市場における誘客プロモーション業務に係る基本仕様書（企画提案時）

1 委託業務名

令和8年度韓国市場における誘客プロモーション業務

2 業務内容

北九州空港への直行便が就航している韓国市場をターゲットに、個人旅行手配が相対的に多いという旅行実態を踏まえ、韓国市場に訴求する観光コンテンツを有効に活用し、北九州市の認知向上及び誘客促進を目的としたB to Cプロモーションを行うこととする。

(1) 認知向上を目的としたB to Cプロモーション

韓国市場における北九州市の認知向上を目的として、インフルエンサーやウェブメディア等を活用し、個人旅行客向けプロモーションを実施する。具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

- ア 発信するテーマについては、韓国市場に訴求するテーマ（食、体験等）等を設定し、ターゲットをふまえたプロモーションを行うこととし、具体的な設定内容についても提案すること。
- イ ウェブサイト等を活用する場合は、SEO対策を講じること。
- ウ その他提案内容に応じたKPIを設定すること。

(2) 誘客促進を目的としたB to Cプロモーション

韓国市場における個人旅行客の誘客促進を目的として、現地旅行会社及びOTAなどを活用したプロモーションを実施する。具体的なプロモーション手法は受託者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

- ア 現地旅行会社及びOTAなどによる旅行商品の造成を含めることとし、造成数や販売数に関するKPIを示すこと。商品造成にあたっては、韓国人の訪日旅行の実態・嗜好等を踏まえること。
- イ 造成した商品は、韓国人が旅行商品を多く購入する場面を活用し、より多くの送客につながるようにすること。また、一過性の販売にとどまることがないように、旅行商品の自走化につながる提案とすること。
- ウ 選定する旅行会社及びOTAについて、社名、選定理由を明記すること。なお、実際の実施にあたっては、委託者と協議の上決定すること。
- エ 北九州市の魅力を発信するだけでなく、商品造成に必要な情報（既存割引情報等（周遊パス等））を記載した企画書を作成するなど、商品造成を誘発させる工夫をすること。
- オ 提案内容に応じたKPIを設定すること。

※ (1)、(2) の業務に関する留意事項

ア 実施スケジュールを挙げて提案すること。

イ 契約締結後は受託者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現可能性のある提案とすること。また、契約後は現地での言語でのやりとりを可能とすること。

ウ 上記(1)、(2)のプロモーションにおいて、インセンティブ情報(インバウンド向け割引制度等)や既存割引情報(周遊パス等)等の情報を掲載すること。

(3) 自由提案

上記(1)、(2)に加え、韓国での認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションを予算内で提供すること。その際、提案内容に応じたKPIを設定すること。

(4) 効果検証

(1)、(2)におけるプロモーションを通じ、旅行者や旅行会社のニーズを把握し、韓国市場による独自の目線から課題ごとにまとめ、ニーズ分析(ウェブページ閲覧者へのアンケート実施やSNSへのコメント内容など)を行い、今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案を示すこと。また、分析結果の元となるデータ(日本語翻訳分)も合わせて提供すること。

(5) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(4)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

(6) その他

- ・ 契約締結にあたっては北九州市契約規則等に則るものとする。
- ・ 事業実施に際しては、感染症や国際情勢の影響を考慮しながら、国や県の動向等もふまえ実施内容及びスケジュールを調整するほか、状況等によっては、契約締結後に連携都市から事業内容、契約金額及び事業期間等を変更する可能性があるため、受託者は柔軟に対応すること。
- ・ 上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に委託者と受託者が協議の上決定する。
- ・ 各業務にかかる一切の経費(会場費、招請費、掲載費、調整費等)は、全て委託費に含むものとする。

3 業務体制および事業実績

実施計画や実行体制、人員の配置、全体スケジュール、個人情報の管理など、実効性のある事業遂行体制を提案すること。また、本業務全般について、国や地方自治体、民間企業等における同種業務に携わった実績がある場合は、その内容について支障のない範囲で記載すること。

4 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

5 業務にかかる委託料上限額

上限7,000,000円

6 成果品の納品について

(1) 成果品

- ①報告書（紙媒体） 1部
- ②報告書（電子データ） 一式

(2) 納品期日

令和9年3月5日（金）

※早期納品が可能な場合は、早期検収を受け付けます。

(3) 納品方法

郵送、持参、メールなど

(4) 納品場所 〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部インバウンド課

Mail brand-inbound@city.kitakyushu.lg.jp

7 成果物の著作権

(1) 成果物の著作権

委託業務により受託者が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

ア 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、引渡しと同時に委託者に無償で譲渡するものとする。

イ 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意なしに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

ウ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(2) 成果物に係る第三者の著作権

受託者は、委託者に対し、成果物及び本契約に基づく成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、第三者との間でこれらの権利に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が委託者の責めに帰すべき事由によることを除き、自らの責任と費用をもって当該紛争の解決に当たらなければならない。

8 その他

- (1) 事業に係る細部については、受託候補者決定後、委託者と受託候補者で協議の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、業務のスケジュールを提出し、そのスケジュールに沿って事業を進めること。
- (3) 仕様書に記載のないものについては、委託者と受託候補者で協議の上、決定する。
- (4) 本業務における成果物等のデータの使用权は、委託者に帰属する。
- (5) 本業務の委託契約書は異本後で契約する。翻訳等が必要な場合、経費は事業者の負担とし、委託事業の経費には含めない。
- (6) この契約に定める委託費の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (7) 責任者及び連絡担当者を明確にし、変更する場合は委託者の承認を得ること。
- (8) 業務の一部を再委託する場合は、委託者に書面にて承諾を得ること。
- (9) 本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については事前に許諾を取得すること。特別な報告がない場合には問題がないものと認識し、以後何らかの問題が発生した場合には受託者の責任において対処すること。